

地方独立行政法人山口県立病院機構の 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

本部事務局、総合医療センター及びこころの医療センターは、物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行うものとする。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、契約事務取扱細則第24条第1項第3号の規定による随意契約を活用するよう努める。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達については、毎事業年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、機構ホームページに公表する。